



市 章

大津市公報

平 成 27 年 12 月 24 日
号 外 (第 71 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次	条 例
97	大津市条例の公布等に関する条例..... 1
98	大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例..... 2
99	大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例..... 2
100	大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例..... 2
101	大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例..... 3
102	大津市市税条例等の一部を改正する条例..... 3
103	大津市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例..... 6
104	大津市消費生活センター条例の一部を改正する条例..... 7
105	大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例..... 7
106	大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例..... 8

条 例

大津市条例の公布等に関する条例を公布する。
平成27年12月24日

大津市長 越 直 美

大津市条例第97号

大津市条例の公布等に関する条例

大津市公告式条例（昭和30年条例第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、本市の条例並びに本市の機関が定める規則及びその他の規程で公表を要するものの公布又は公表並びに本市の機関が行う告示及び公告に関し、必要な事項を定めるものとする。

（条例の公布）

第 2 条 条例を公布しようとするときは、当該条例に公布する旨及びその期日を付した上市長が署名した原本（以下「条例原本」という。）を作成しなければならない。

2 条例の公布は、条例原本に記載された内容を大津市公報（以下「公報」という。）に登載して行う。

3 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合又は災害その他特別の事由により公報に登載することができない場合は、条例原本の写しを市役所の掲示場（以下「掲示場」という。）に掲示して公布することができる。

（規則の公布）

第 3 条 本市の機関（教育委員会を除く。次条第 1 項及び第 6 条において同じ。）が定める規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第15条第 1 項の規則を含む。第 6 条において同じ。）の公布は、当該規則に公布する旨及びその期日並びに当該機関名又は当該機関の代表者名を付したもの（以下「公布文等を付した規則」という。）を公報に登載して行う。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合又は災害その他特別の事由により公報に登載することができない場合は、公布文等を付した規則に当該機関の印又は当該機関の代表者の印を押したものを掲示場に掲示して公布することができる。

（規程の公表）

第 4 条 本市の機関が定める規程の公表は、当該規程に公表する期日及び当該機関名又は当該機関の代表者名を付したもの（以下「公表期日等を付した規程」という。）を公報に登載して行う。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合又は災害その他特別の事由により公報に登載することができない場合は、公表期日等を付した規程に当該機関の印又は当該機関の代表者の印を押したものを掲示場に掲示して公表することができる。

（告示及び公告）

第 5 条 本市の機関の告示及び公告は、告示若しくは公告の期日及び当該機関名若しくは当該機関の代表者名を

付したもの(以下「告示期日等を付した告示等」という。)を公報に登載し、又は告示期日等を付した告示等に当該機関の印若しくは当該機関の代表者の印を押したものを掲示場に掲示して行う。

(施行期日の特例)

第6条 本市の機関が定める規則又は規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(大津市市税条例の一部改正)

2 大津市市税条例(昭和34年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第22条中「大津市公告式条例(昭和30年条例第17号)第2条第2項に規定する」を「市役所の」に改める。

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年12月24日

大津市長 越 直 美

大津市条例第98号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部大津市通学区域審議会の項の次に次のように加える。

大津市立小中学校いじめ等事案対策検討委員会	市立小学校及び中学校の児童及び生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案に係る事実関係を明確にし、及びその解決を図るために必要な事項を調査審議すること。	6人以内	学識経験を有する者及び市職員
-----------------------	--	------	----------------

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年12月24日

大津市長 越 直 美

大津市条例第99号

大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

大津市職員退職手当支給条例(昭和37年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第8条の3の次に次の1条を加える。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第8条の4 職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

第12条第4項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条第4項の改正規定は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年12月24日

大津市長 越 直 美

大津市条例第100号

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

大津市嘱託職員の報酬等に関する条例(平成27年条例第76号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「を費用弁償として」を「の費用弁償を」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 任命権者が市長と協議して定める嘱託職員が職務に従事するため市内の勤務地に旅行したときは、当該旅行に要する費用の額の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額の費用弁償を支給する。

別表第1市民病院に勤務する事務職の嘱託員(この表に別段の定めがある者を除く。)の項の次に次のように加える。

市民病院事業経営アドバイザー	日額 200,000円
----------------	-------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年12月24日

大津市長 越 直 美

大津市条例第101号

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第65号)の一部を次のように改正する。

附則第5条を次のように改める。

(他の法律による給付との調整)

第5条 年金たる補償又は休業補償の額は、当該補償の事由となった障害、死亡又は休業について他の法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、法附則第8条の規定の例により調整した額とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成27年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 新条例附則第5条の規定は、平成27年10月1日以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 改正前の大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(以下「旧条例」という。)附則第5条の規定に基づいて平成27年10月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定による年金たる補償及び休業補償は、新条例の規定による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

大津市市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成27年12月24日

大津市長 越 直 美

大津市条例第102号

大津市市税条例等の一部を改正する条例

(大津市市税条例の一部改正)

第1条 大津市市税条例(昭和34年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条から第18条までを次のように改める。

(徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入)

第8条 市長は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条第3項に規定する徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)又は同条第5項に規定する徴収の猶予期間の延長(以下

この節において「徴収の猶予期間の延長」という。)に係る徴収金の納付又は納入について、当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長をする金額を、当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。

- 2 前項の場合において、市長は、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限(以下この節において「各分割納付等期限」という。)及び各分割納付等期限ごとの納付金額又は納入金額(以下この節において「各分割納付等金額」という。)を定めるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が前項の規定により定めた各分割納付等期限までに各分割納付等金額を納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、当該各分割納付等金額を変更することができる。
- 4 市長は、第2項の規定により各分割納付等期限及び各分割納付等金額を定めたときは、その旨、当該各分割納付等期限及び各分割納付等金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受ける者に通知しなければならない。前項の規定により各分割納付等金額を変更した場合についても、同様とする。(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額

前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額

徴収の猶予を受けようとする期間

分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうかの別(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、各分割納付等期限及び各分割納付等金額を含む。)

徴収の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

- 2 法第15条の2第1項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

徴収の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

- 3 法第15条の2第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

第1項第2号から第6号までに掲げる事項

- 4 法第15条の2第2項の条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

- 5 法第15条の2第3項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額

徴収の猶予の期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間

第1項第5号に掲げる事項

徴収の猶予期間の延長を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その延長を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

- 6 法第15条の2第3項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

第2項第2号に掲げる書類

徴収の猶予期間の延長を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

徴収の猶予期間の延長を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その延長を受けようとする期間が3月を超える場合には、令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要と

なる書類

- 7 法第15条の2第4項の条例で定める書類は、第2項第4号及び前項第3号に掲げる書類とする。
- 8 法第15条の2第8項の条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手續等)

第10条 市長は、法第15条の5第2項に規定する職権による換価の猶予(以下この条及び第12条において「職権による換価の猶予」という。)又は同項において読み替えて準用する法第15条第5項に規定する職権による換価の猶予期間の延長(以下この条において「職権による換価の猶予期間の延長」という。)に係る徴収金の納付又は納入について、当該職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長をする金額(その納付又は納入を困難とする金額として令で定める額を限度とする。)を、当該職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させるものとする。

- 2 第8条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

- 3 法第15条の5の2第1項及び第2項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

前条第2項第2号に掲げる書類

職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長をしようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長をしようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その猶予期間又はその延長をしようとする期間が3月を超える場合には、令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手續等)

第11条 法第15条の6第1項の条例で定める期間は、6月とする。

- 2 市長は、法第15条の6第1項の規定による申請による換価の猶予(以下この条及び次条において「申請による換価の猶予」という。)又は法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第5項に規定する申請による換価の猶予期間の延長(以下この条において「申請による換価の猶予期間の延長」という。)に係る徴収金の納付又は納入について、当該申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長をする金額(その納付又は納入を困難とする金額として令で定める額を限度とする。)を、当該申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させるものとする。

- 3 第8条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

- 4 法第15条の6の2第1項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額

前号の金額のうち申請による換価の猶予を受けようとする金額

申請による換価の猶予を受けようとする期間

各分割納付等期限及び各分割納付等金額

申請による換価の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

- 5 法第15条の6の2第1項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

第9条第2項第2号に掲げる書類

申請による換価の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

申請による換価の猶予を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その猶予期間が3月を超える場合には、令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

- 6 法第15条の6の2第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額

申請による換価の猶予の期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする期間

各分割納付等期限及び各分割納付等金額

申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その延長を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

7 法第15条の6の2第2項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

第9条第2項第2号に掲げる書類

申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

申請による換価の猶予期間の延長を受けようとする金額が1,000,000円を超え、かつ、その延長を受けようとする期間が3月を超える場合には、令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

8 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項の条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がある場合)

第12条 法第16条第1項ただし書の条例で定める場合は、徴収の猶予、職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予に係る金額が1,000,000円以下である場合、その猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第13条から第18条まで 削除

第19条第1項中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)」を「法」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第59条中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

(大津市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 大津市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第52号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち大津市市税条例第28条第3項の改正規定を削る。

第3条 大津市市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第62号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち大津市市税条例第2条の改正規定を削り、同条例第40条の3第8項の改正規定中「法人番号」の次に「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)」を加え、同条例附則第9条の次に1条を加える改正規定中「あった場合」の次に「(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)」を加える。

附則第1条第4号中「第2条、」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中大津市市税条例第19条第1項の改正規定(「不服申立て」を「審査請求」に改める部分に限る。)は行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から、第2条及び第3条の規定は公布の日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大津市市税条例(以下「新条例」という。)第8条、第9条及び第12条(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。)附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「平成28年新法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請される同条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下「平成28年旧法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第10条及び第12条(平成28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた平成28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

4 新条例第11条及び第12条(平成28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

大津市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年12月24日

大津市長 越 直 美

大津市条例第103号

大津市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第53号)の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「30歳以上の者であって、」を削り、「もの」を「者」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

大津市消費生活センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年12月24日

大津市長 越 直 美

大津市条例第104号

大津市消費生活センター条例の一部を改正する条例

大津市消費生活センター条例(平成9年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成21年法律第50号」の次に「。以下「法」という。」を、「消費生活センター」の次に「(以下「センター」という。)」を加える。

第2条中「前条の消費生活センター」を「センター」に改める。

第3条を第9条とし、第2条の次に次の6条を加える。

(消費生活相談の事務を行う日及び時間)

第3条 法第10条の3第2項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間は、規則で定める。

(センターの長及び職員)

第4条 センターには、センターの事務を掌理する長及びセンターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(試験に合格した消費生活相談員の配置)

第5条 センターには、法第10条の3第1項の消費生活相談員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により当該試験に合格した者とみなされた者を含む。)を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第6条 センターは、実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得している消費生活相談員を任期ごとの客観的な能力実証を行った結果として再度任用することその他の消費生活相談員の専門性に鑑みて適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第7条 センターは、センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第8条 センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(大津市消費生活条例の一部改正)

2 大津市消費生活条例(平成21年条例第5号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第14条」を削り、「第15条・第16条」を「第14条・第15条」に、「第17条 - 第19条」を「第16条 - 第18条」に、「第20条・第21条」を「第19条・第20条」に改める。

第14条を削り、第4章中第15条を第14条とし、第16条を第15条とし、第5章中第17条を第16条とし、第18条を第17条とし、第19条を第18条とし、第6章中第20条を第19条とし、第21条を第20条とする。

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年12月24日

大津市長 越 直 美

大津市条例第105号

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例(昭和42年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号及び第2号を次のように改める。

本市又は本市の執行機関が主催又は共催する事業に使用するとき。

公民館の設置目的に沿った事業であって、公益に資すると認められるものに使用するとき。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る会議室等の使用料等及び当該使用に係る附属設備の使用料等について適用し、同日前の使用の許可に係る会議室等の使用料等及び当該使用に係る附属設備の使用料等については、なお従前の例による。

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年12月24日

大津市長 越 直 美

大津市条例第106号

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第33号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。)	0.73
2 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあっては、0.81)
3 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
4 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、0.81)
5 遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する	0.80

	法律 (昭和 60 年法律第 34 号。以下「国民年金等改正法」という。) 附則第 28 条第 1 項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。)	
6 遺族補償年金 (第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

附則第 6 条第 2 項の表以外の部分中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金 (第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.86
	2 障害基礎年金 (当該損害補償の事由となった障害について平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金、平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金、平成 24 年一元化法附則第 79 条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律 (平成 13 年法律第 101 号) 附則第 2 条第 1 項第 2 号に規定する旧農林共済法 (以下この表において「旧農林共済法」という。) による障害共済年金 (以下この表及び第 5 項の表において「平成 24 年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。) が支給される場合を除く。)	0.88
2 傷病補償年金 (第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.91 (第 1 級又は第 2 級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90)
	2 障害基礎年金 (当該損害補償の事由となった障害について平成 24 年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92 (第 1 級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91)
3 障害補償年金 (第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.83
	2 障害基礎年金 (当該損害補償の事由となった障害について平成 24 年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
4 障害補償年金 (第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.89 (第 1 級又は第 2 級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88)
	2 障害基礎年金 (当該損害補償の事由となった障害について平成 24 年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92 (第 1 級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91)
5 遺族補償年金 (第 18 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 遺族厚生年金等	0.84
	2 遺族基礎年金 (当該損害補償の事由となった死亡について平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規	0.88

	定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 遺族厚生年金等	0.89
	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.92

附則第6条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に、「2が支給される」を「数が2である」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92）
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.74
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	3 旧国民年金法による障害年金	0.89
4 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金に

		あつては0.82)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.92)
5 遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

附則第6条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあつては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

附則第6条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成27年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例附則第 6 条の規定は、平成27年10月 1 日以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る年金たる損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 改正前の大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）附則第 6 条の規定に基づいて平成27年10月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定による年金たる損害補償及び休業補償は、新条例の規定による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。